

## 令和 8 年度(長期継続契約)上里町公共施設 L E D 照明設備賃貸借(債務負担行為)

### 公募型プロポーザル実施要領

#### 1. 募集の趣旨

上里町（以下、「本町」という。）では、近隣市町とともに 2050 年までに二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ共同宣言」を表明した。ゼロカーボンシティの実現に向けて、「第 2 次環境基本計画」を策定するとともに、町民・事業者・行政が連携して温室効果ガスの排出削減を推進していくこととしている。

本事業は、令和 9 年末までに蛍光灯の製造・輸出入が禁止されることを受け、蛍光灯から L E D 照明への更新の対応が急務となっていることから、費用の平準化を考慮しながら計画的・効率的に実施するものであり、公共施設における照明設備の L E D 化を民間事業者のノウハウや技術力を活用しながら推進し、早期の電気代の削減、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減を図ることを目的とする。また、本事業の実施にあたっては、更新時に排出される既存の照明器具や蛍光灯の適正処理及び高度なリサイクルを実施し、廃棄物の削減と資源の有効活用を図ることで、環境保全並びにサーキュラーエコノミーの推進に寄与することも目的とする。

本要領は、本事業の概要、応募条件及び優先交渉権者の選定方法等について定めるものである。本事業の実施にあたり、現地調査の実施や計画、施工、維持管理等に関し、ノウハウを有する民間事業者から提案を受け、本プロポーザルを経て選定した優先交渉権者との間で契約締結に向けた協議を行い、合意に至った場合はリース契約を締結する。なお、本契約にあたっては、本要領及び本契約を締結した事業者（以下、「事業者」という。）が提出した企画提案書に基づき、本町と事業者が協議し契約仕様書を定めるものとする。

#### 2. 事業概要

事業の概要は、以下の表のとおりとする。

| 項 目    | 内 容                                                                                                                                                                                                                     |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名    | 令和 8 年度(長期継続契約)上里町公共施設 L E D 照明設備賃貸借(債務負担行為)                                                                                                                                                                            |
| 事業内容   | 別紙「要求水準書」 3. 事業概要のとおり。                                                                                                                                                                                                  |
| 事業期間   | 施工期間：原則として、契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。<br>※ただし、資材調達の遅延等、やむを得ない事由が生じた場合に限り、最大で令和 10 年 9 月 30 日までの期間延長を認めるものとする。<br>賃貸借期間：10 年間<br>賃貸借の開始及び支払い：原則として、令和 10 年 3 月 31 日までに全施設の賃貸借を開始するものとし、賃貸借料の支払いは令和 10 年 4 月 1 日以降とする。 |
| 対象施設   | 別紙「要求水準書」の「別表 1 対象公共施設一覧表」のとおり                                                                                                                                                                                          |
| 上限提案金額 | 320,420,000 円（消費税及び地方消費税を含む）                                                                                                                                                                                            |
| その他    | ① 本プロポーザルの参加に要した全ての費用については応募者の負担とする。<br>② リース期間満了後の譲渡を付した「譲渡条件付きリース」であるため、応募者には、各施設の設備に関して固定資産税（償却資産）の納付義務はないものとする。                                                                                                     |

|  |                                                                                                                                                                                               |
|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | ③優先交渉権者決定後の仕様協議等において、発注者が追加・変更を指示した場合を除き、提案金額からの増額は認めない。なお、提示する数量はあくまで参考数量です。現地調査の実施は任意としますが、正確な数量や施工条件の把握は応募者の責任で行うものとする。資材や人件費の高騰リスク等を十分に見込み積算するものとし、現地調査の有無にかかわらず、参考数量との乖離を理由とする増額は一切認めない。 |
|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 3. 公募型プロポーザル方式の採用理由

本事業の実施にあたり、下記の事由により公募型プロポーザル方式を採用する。

#### ①技術的専門性

本事業は事業運営だけでなく、調査・設計・施工・維持管理に関する高度な技術的知識・経験や専門性が総合的に求められるため。特に本事業の対象施設においては、詳細な図面を提供できない施設を含むことから、既設器具の仕様特定及び選定や施設環境に応じた最適な施工計画を、専門的なノウハウにより提案を求める。そのため、応募者の豊富な知見や同種業務の経験を活用した設計や施工計画の立案により、事業の確実かつ円滑な遂行を図る必要があるため。

#### ②追加提案の募集

単に機器を導入するだけでなく、省エネ効果の最大化や維持管理の効率化など、多様な観点からの応募者の創意工夫を活かした提案を受けることで、本町の脱炭素化推進に寄与するため。なお、提出された追加提案のうち、追加的な支出がなく本町の課題解決に資すると判断されるものについては、本業務または別業務の契約締結時の仕様に反映する場合がある。また、追加的な支出を伴う提案であっても、本町にとって特に有益であると認められる場合は、協議のうえ、本業務とは別途、随意契約による実施を検討することがある。

#### ③長期継続契約

10年の長期継続契約となることから、事業者の経営安定性や財務状況、信頼関係やコミュニケーション能力を総合的に評価し、長期的なパートナーシップの構築が可能な事業者を選定する必要があるため。

#### 4. 事業スケジュール・事務手順

契約締結までの事務手順

| 項 目                                 | 日 程                                      |
|-------------------------------------|------------------------------------------|
| プロポーザル実施要領の公表                       | 令和8年10月7日（水）                             |
| 資料閲覧期間<br>※参照「7. 閲覧資料等」             | 令和8年10月7日（水）から<br>令和8年10月29日（木）午後4時30分まで |
| 現地調査参加申込書の提出期限<br>※参照「8. 現地調査参加申込み」 | 令和8年10月16日（金）正午必着                        |
| 現地調査実施（任意）                          | 令和8年10月中・下旬                              |
| 質問書の受付期限<br>※参照「9. 質問の受付及び回答」       | 令和8年10月20日（火）午後4時30分必着                   |
| 質問書に対する回答                           | 令和8年10月28日（水）予定                          |
| 参加申込みの受付<br>※参照「10. 参加申込み」          | 令和8年10月7日（水）から<br>令和8年10月30日（金）午後4時30分必着 |
| 参加資格要件確認結果通知                        | 令和8年11月 4日（水）予定                          |
| 企画提案書等の提出期限                         | 令和8年11月中旬予定<br>※詳細日時は、参加要件確認結果通知書に記載     |
| プレゼンテーション及びヒアリング                    | 令和8年11月下旬予定<br>※詳細日時は、参加要件確認結果通知書に記載     |
| 評価結果の通知                             | 令和8年12月中旬予定                              |
| 契約締結                                | 令和9年3月下旬予定                               |

#### 5. 公募条件（プロポーザル参加資格要件）

##### （1）公募要件

- ① 本プロポーザルに参加できる者は、本事業を行う能力を有し、かつ、法人格を有する単体企業又はグループ（以下、「共同事業体」という。）とする。
- ② 共同事業体で応募する場合は、事業役割を担い、契約者となる代表事業者を1者選定する。なお、各構成員（「（2）応募者の役割」で示す（ア）～（ウ））は、他の共同事業体の構成員として本プロポーザルに参加することはできない。また、構成員の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって協議により本町が認めたときは、この限りでない。
- ③ 参加申込みにあたっては、応募者の構成員すべてを明らかにした上で、「事業実施体制表（様式7）」にその旨を記載し、本事業における各々の役割分担を明確にする。  
また、共同事業体で応募する場合は、「共同事業体事業実施体制表（様式8）」を使用すること。
- ④ 応募者は、本プロポーザルの参加を含むそれ以降の提案に係る諸手続き及び契約等に係る諸手続きを行う。

##### （2）応募者の役割

- ① 応募者は、次の役割をすべて担い、共同事業体の場合は各構成員が次の役割を分担する。

##### （ア）事業役割

本町との契約締結等の諸手続きを行い（本町と対応窓口）、事業遂行のすべての責を負う。

(イ) 施工役割

施工に関する業務をすべて実施する。

(ウ) その他役割

上記(ア)及び(イ)以外の調査・設計、維持管理、設備の供給等に関する業務を各々実施する。

- ② 事業役割を担う企業、施工役割を担う企業、その他役割を担う企業が異なる場合には、適正な契約を締結し本町に報告すること。

(3) 応募者の資格等

応募者の資格等は以下のとおりとする。

なお、共同事業体として応募する場合、特段の記載がない限り、代表企業または構成企業のいずれか1社が要件を満たしていればよいものとする。

- ① 応募者は、参加申込書及び添付書類により、本要領の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- ② 応募者は、事業運営、維持管理など、円滑に行うため迅速に対応できる者であること。
- ③ 事業役割を担う構成員は、日本国内に本社をおき、「令和7・8年度上里町競争入札参加資格者名簿」に登録されていること。
- ④ 事業役割を担う構成員は、直近10年間（平成30年度から令和8年度）に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）又は地方公共団体等の発注による本事業の内容と同種の事業を、受注、契約、履行中又は履行した実績を有していること。同種事業とは「公共施設のLED照明の賃貸借事業」とする。
- ⑤ 事業役割を担う構成員は、経常利益が直近3か年連続で赤字でないこと。
- ⑥ 施工役割を担う構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく電気工事に係る監理技術者が所属する者であること。
- ⑦ 施工役割を担う構成員は、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（参加申込書提出日において審査基準日から1年7ヶ月以内かつ有効なもの）の総合評定値の通知を受けている者であること。
- ⑧ 機器調達、施工、保守・維持管理のいずれかまたは複数において、児玉郡市内（上里町、美里町、神川町、本庄市）に本社を置き、電気工事業において格付けA（令和7年度以降）の電気工事業者を少なくとも1社以上活用することとし、地域への経済波及効果に資するように配慮すること。
- ⑨ その他役割を担う構成員は、国又は地方公共団体の類似事業の中で、維持管理業務の業務実績を有していること。
- ⑩ 応募者は、別紙「要求水準書」の「4. LED照明器具仕様（1）一般事項①」の要件を満たすことを示す「販売実績証明書及び製造拠点誓約書（様式6）」を提出すること。

(4) 応募者の制限

次に掲げる者は、応募者又は応募者の構成員となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ② 名簿登録者においては、上里町建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成19年2月1日告示）に定める指名停止措置を受けている者。

- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをしている者。
- ④ 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）及び上里町暴力団排除条例（平成 24 年 9 月 5 日上里町条例第 24 号）に規定する暴力団員又は暴力団等及びそれらの利益となる活動を行う団体。

## 6. 事業仕様

別紙要求水準書のとおり。

## 7. 閲覧資料等

### （1）提出書類・申込方法

「資料閲覧申請書（様式 4）」に記載のうえ、電子メールにより提出すること。なお、電話にて必ず受信確認を行うこと。提出ファイル名は「会社名\_令和 8 年度(長期継続契約)上里町公共施設 L E D 照明設備賃貸借(債務負担行為)\_資料閲覧申請書」とすること。

また、電子メールの件名は「資料閲覧申請書（令和 8 年度(長期継続契約)上里町公共施設 L E D 照明設備賃貸借(債務負担行為)）」とすること。

### （2）閲覧期間

令和 8 年 1 0 月 7 日（水）から令和 8 年 1 0 月 2 9 日（木）午後 4 時 3 0 分まで

### （3）提出先・閲覧場所

担当：上里町役場 総務課 管財契約係

### （4）その他

- ① 閲覧及び提供の日時は、申請者の希望日時を踏まえ担当部署から通知する。
- ② 閲覧（提供）のために来庁する場合は、本人確認のため名刺を持参すること。
- ③ 閲覧（提供）は写真撮影のみ可とする。
- ④ 本事業の公募型プロポーザルにおける提案書の作成以外の目的で利用しないこと。
- ⑤ 閲覧資料で知り得た情報は他へ漏らさないこと。
- ⑥ 資料の閲覧時に質問は受け付けない。質問がある場合は「質問書（様式 9）」にて行うこと。
- ⑦ 閲覧資料に関する情報の漏えい、不正な利用等の事故が生じたとき又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに担当部署へ報告すること。

## 8. 現地調査参加申込み

### （1）提出書類・申込方法

「現地調査参加申込書（様式 3）」に記載のうえ、電子メールにより提出すること。なお、電話にて必ず受信確認を行うこと。提出ファイル名は「会社名\_令和 8 年度(長期継続契約)上里町公共施設 L E D 照明設備賃貸借(債務負担行為)\_現地調査参加申込書」とすること。

また、電子メールの件名は「現地調査参加申込み（令和 8 年度(長期継続契約)上里町公共施設 L E D 照明設備賃貸借(債務負担行為)）」とすること。

### （2）提出期限

令和 8 年 1 0 月 1 6 日（金）正午必着

(3) 提出先

担当：上里町役場 総務課 管財契約係

(4) その他

- ・現地調査は、大規模施設については1施設あたり最大120分程度とすること。なお、使用中等により、調査時間内に立ち入りが不可能な部屋・エリアがあることが想定される。
- ・現地調査は既設の器具の位置や形状といった概要の目視による確認及び平易な計測を目的としている。このため、質問等がある場合には、現地ではなく、「質問書（様式9）」を使用して質問すること。
- ・参加人数は1応募者につき6名までとし、屋内ではマスク着用とする。
- ・現地調査は2社以上の合同で実施する場合がある。
- ・現地調査を考慮した服装とし、徽章等から企業名が分からないように配慮すること。
- ・現地調査は任意とし、本プロポーザル参加にあたって現地調査への参加は必須ではない。

## 9. 質問の受付及び回答

(1) 提出書類・申込方法

本要領等に関する質問は、「質問書（様式9）」に記載のうえ、電子メールにより提出すること。なお、電話にて必ず受信確認を行うこと。

また、電子メールの件名は「プロポーザル質問（令和8年度(長期継続契約)上里町公共施設LED照明設備賃貸借(債務負担行為)）」とすること。

なお、質問等を含む問い合わせを各施設へ連絡することは認めない。必ず、上里町役場 総務課 管財契約係へ行うこと。

(2) 提出期限

令和8年10月20日（火）午後4時30分必着

(3) 提出先

担当：上里町役場 総務課 管財契約係

(4) 質問の回答

令和8年10月28日（水）上里町ホームページに質疑に対する回答を掲載予定。

回答内容は、本要領及び要求水準書の追加又は修正として取り扱う。

なお、質問の内容によっては回答できない場合もある。

## 10. 参加申込み

(1) 提出期限

令和8年10月30日（金）午後4時30分必着

(2) 提出方法

電子メールにより提出すること。なお、電話にて必ず受信確認を行うこと。

また、電子メールの件名は「参加申込み（令和8年度(長期継続契約)上里町公共施設LED照明設備賃貸借(債務負担行為)）」とすること。

(3) 提出書類

- ・参加申込書（様式1）
- ・会社概要書（様式2）
- ・事業実績一覧表（様式5）

- ・販売実績証明書及び製造拠点誓約書（様式6）
- ・事業実施体制表（様式7）又は共同事業体事業実施体制表（様式8）
- ・決算報告書（直近3年分）
- ・納税証明書その3の3（写し可。提出日前3ヶ月以内発行のもの）
- ・競争入札参加資格審査結果通知書

（4）提出物

各1式とする。

（5）提出先

担当：上里町役場 総務課 管財契約係

（6）参加資格要件確認結果通知

令和8年11月4日（水）までに通知する。

（7）その他

- ・参加資格がないと認められた者は、本町に対して参加資格がないと認めた理由について、令和8年11月5日（木）までに書面（様式は自由とする。ただしA4判とする）により説明を求めることができる。なお、説明を求められたときは、令和8年11月6日（金）までに、説明を求めた者に対し、書面により回答する。
- ・参加要件確認結果通知後に「5．公募条件（プロポーザル参加資格要件）」の要件を欠く事実が発覚した際には、当該応募者のプロポーザルへの参加を取り消すものとする。

## 11．企画提案書の提出

（1）提出期限

令和8年11月中旬予定

（2）提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は書留もしくはレターパックなど送付状況が確認できるものを利用すること。

（3）提出物

製本：11部（原本1部、写し10部）

CD-ROM(PDF形式)：1式

（4）提出先

担当：上里町役場 総務課 管財契約係

（5）提出書類

参加資格審査の結果、参加資格を満たすとされ企画提案書等の提出を依頼された者（以下、「応募者」という。）は、以下の書類を提出すること。

① 企画提案書表紙（様式10）

② 企画提案書（任意様式）[A4判（縦）30頁以内]

要求水準書に対する取組方法を具体的に記載する。文書を補完する図表、写真等の使用も可とする。また、文字サイズは、図表を除いて10.5ポイント以上とする。

③ 見積書（任意様式）

作成にあたっては下記事項に留意する。

- ・見積書は税込総額にて作成すること。
- ・見積書の宛名は「上里町長 山下 博一」とし、事業者名を記載し押印すること。

- ・見積書は全施設合計の総事業費の他に、各施設の月額、年額、10年間それぞれのリース費、総設置予定台数も記載すること。
- ・提出にあたっては見積書（任意様式）に見積内訳書（様式12）を付すこと。

#### （6）留意事項

- ・企画提案書の提出は、1応募者（全構成員を含む）につき1提案に限るものとし、重複は一切認めない。
- ・「企画提案書表紙・目次」を除く全頁に通し番号を付けること。
- ・書類はA4判・縦・両面印刷での作成を基本とする。A3判を使用してもよいが、その場合はA4判2枚とカウントし、A4判・縦と同等のサイズに折り提出すること。

## 1.2. 優先交渉権者の選定方法

### （1）審査体制

本町が設置する「公共施設LED照明設備賃貸借事業受託候補者選定委員会（以下、「委員会」という。）」において審査を実施し、本事業に最も適していると認められる応募者を優先交渉権者として選定する。

### （2）プレゼンテーションの実施

提出された企画提案書をもとに、委員会において、プレゼンテーション（応募者による企画提案書の説明）及びヒアリング（委員会からの質疑等）を実施する。

なお、詳細な日程等については、参加申込みがあった応募者に対し、別途お知らせする。

### （3）プレゼンテーションの注意事項

- ・プレゼンテーションの参加人数は1応募者あたり5名までとする。
- ・1応募者あたりの持ち時間は45分とし、説明時間30分、質疑応答15分とする。
- ・プレゼンテーションに使用するプロジェクター及びスクリーンは本町で準備するが、パソコン等は応募者が準備する。
- ・プロジェクター(HDMI端子)、スクリーン、延長コード及び電源は本町が用意する。その他機器(パソコン、接続ケーブル等)は、応募者が用意すること。
- ・プレゼンテーションはパワーポイント等任意の形式で実施することとし、企画提案書の内容を逸脱しないこと。追加資料の提出や配布は認めない。
- ・提出した企画提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションを行った応募者は失格とする。
- ・当日のタイムスケジュールについては、対象応募者に対し、別途通知する。

### （4）審査基準

企画提案に対して「1.3. 評価項目」に基づいて審査を行う。

### （5）優先交渉権者の選定

企画提案書の提出を受けた後にプレゼンテーション審査を行い、評価が最も優れている応募者を第1優先交渉権者として選定し、次点の者を第2優先交渉権者として選定する。応募者が一者である場合は、総合点が60%以上であれば、第1優先交渉権者として選定する。

総合得点の最も高い提案をした応募者が複数存在した場合（同得点1位）、委員長を除く委員会委員の多数決をもって、優先交渉権者を決定する。同数の場合は、委員長が決定する。審査結果については、上里町ホームページにおいて公表する。この場合において参加

した応募者の名称は、第1優先交渉権者のみ公表する。

また、選定結果について、参加した応募者に対し自己の結果のみ通知する。

なお、評価の詳細・評価点・審査の経緯及びその内容は非公開とし、審査及び結果に関する質問や異議は受け付けないものとする。

### 1 3. 評価項目

評価項目及び評価内容は次のとおりとする。

| 審査項目            | 各審査項目における詳細項目            | 評価基準                                                                                                               | 評点          |
|-----------------|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| <b>様式評価</b>     |                          |                                                                                                                    | <b>10 点</b> |
| 会社概要書<br>(様式 2) | 資格の<br>認証状況              | 本事業に関連する資格認証を保有しているか                                                                                               | 10 点        |
| 事業実績<br>(様式 5)  | 事業遂行能力                   | 本事業と同種事業の受注実績があるか                                                                                                  |             |
| <b>提案書評価</b>    |                          |                                                                                                                    | <b>65 点</b> |
| 事業<br>実施方針      | 事業<br>理解度                | 事業の理解度は充分か                                                                                                         | 10 点        |
|                 | 事業<br>実施体制               | 本事業を遂行するにあたり、適切な体制であるか                                                                                             |             |
| 施工内容            | 施工工程                     | 本事業を確実に遂行できる施工工程となっているか                                                                                            | 10 点        |
|                 | 施工方法及び<br>施工品質           | 施設の特性に配慮した施工提案がなされているか。また、適切な施工品質、安全確保の方針が提案されているか                                                                 |             |
| 財政・環境<br>への配慮   | 財政及び環境<br>への配慮           | 本事業による財政負担及び環境負荷の削減効果が示されているか<br>※削減効果について、便宜上、施設の稼働は一律 1,500 時間/年(1 日あたりの点灯時間 5 時間)、電気料金は一律 28 円/kWh として計算するものとする | 10 点        |
|                 | 地域への貢献                   | 児玉郡市内企業の活用など、地域への貢献が考慮されているか                                                                                       |             |
| 維持管理            | 維持管理方針<br>・<br>体制        | 10 年間の維持管理方針及び体制が明確か                                                                                               | 10 点        |
| 追加提案            | 具体性<br>確実性<br>実現性<br>独創性 | 本事業に限らず、脱炭素化に対する知見・専門性に基づく追加提案や、職員の業務負担削減に寄与する提案があるか                                                               | 25 点        |
| <b>価格評価</b>     |                          |                                                                                                                    | <b>25 点</b> |
| 見積金額<br>(見積書)   | 金額・積算根拠                  | 見積金額・積算根拠が妥当であるか。また、見積金額の妥当性・精度向上に係わる具体的な提案がなされているか                                                                | 25 点        |

### 1 4. 契約の締結等

審査結果に基づき選定した第 1 優先交渉権者と、企画提案書に基づき本町と事業者が協議し、契約仕様書を定め、随意契約により賃貸借契約を締結する。

なお、第 1 優先交渉権者に選定された応募者が辞退した場合、又は協議が整わなかったときは、

次点者を第２優先交渉権者に選定し、契約についての協議等を行った上で、契約を締結するものとする。

## 15. その他

- (1) 企画提案書の作成・提出等一切の経費は、応募者の負担とする。また提出書類は返却しない。
- (2) 提出期限後の企画提案書の提出及び差し替えは認めない。
- (3) 本事業により得られた成果品及びすべての権利（所有権、著作権等）は、本町に帰属するものとする。
- (4) 本要領に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- (5) 本プロポーザルに参加した者は、本要領に同意したものとみなす。
- (6) 参加申込書の提出後に辞退する場合には、企画提案書提出前までに「プロポーザル参加辞退届（様式１１）」を提出すること。
- (7) 本プロポーザルへの参加及び不参加を問わず、本事業において知り得た情報（周知の情報を除く）は本事業の目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。
- (8) 企画提案書について開示請求があった場合は、上里町情報公開条例（平成13年条例第12号）に基づき、提出書類等を公開することがある。
- (9) 次のいずれかに該当した場合は失格とする。
  - ① 「５．公募条件（プロポーザル参加資格要件）」を満たさなくなった場合
  - ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - ③ 提出書類が本要領で定める方法等に適合しない場合
  - ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
  - ⑤ ①から④で定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

## 16. 担当及び問い合わせ先（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

住所：〒369-0392 埼玉県児玉郡上里町大字七本木 5518

担当：上里町役場 総務課 管財契約係

電話：0495-35-1234 メール：kanzai@town.kamisato.lg.jp

時間：9：00～16：30